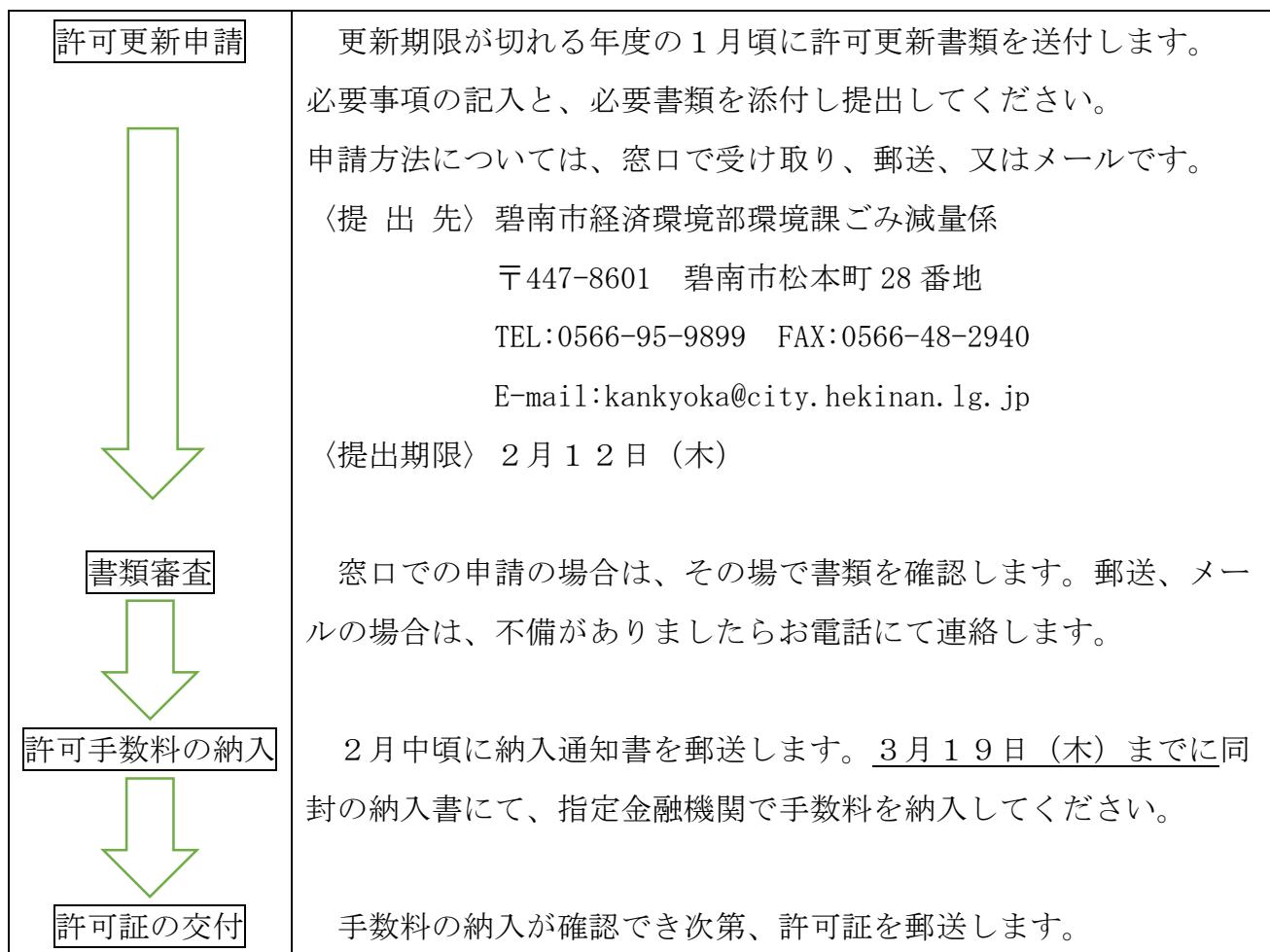


## 一般廃棄物処理業に関する各種手続等について

### 1 一般廃棄物処理業許可の更新申請

一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業の許可の期間は2年間です。許可の更新を受けようとする場合は、以下の手順により手続を行ってください。

#### (1) 更新申請の流れ



#### (2) 申請書類

許可更新申請に必要な書類は表1のとおりです。  
申請書類の様式は、市ホームページからダウンロードできます。  
ダウンロードできない場合は電子メールで送信しますので、環境課ごみ減量係にご連絡ください。  
なお、全ての書類について押印は必要ありません。

《表1 許可更新に係る申請書類》

書類名	備考
①一般廃棄物処理業許可申請書	空欄への記載・チェックを忘れずに。
②誓約書	
③申告書	
④事業計画・収集計画の概要	
⑤従業員名簿	
⑥定款の写し (個人事業主の場合は、住民票)	履歴事項全部証明書は不可。
⑦保有車両の写真	車両の前面・側面全体が写った写真をそれぞれ添付。ナンバープレートをはっきり写す。任意様式可。
⑧車検証の写し	電子車検証の場合は合わせて、自動車検査証記録事項も提出。
⑨事務所・車庫等の所在地及び位置図	
～以下、積降に限る許可の申請を行うもののみ提出～	
⑩収集運搬を行う市の一般廃棄物処理業許可証の写し	
～以下、処分業の申請を行うもののみ提出～	
⑪処理施設の概要及び能力の記載した書類	
⑫同意書	

## 2 変更届

一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可事項に変更が生じた場合は、変更した日から10日以内に市長に届け出なければなりません。

### ○法第7条の2第3項

一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は住所その他環境省令で定める事項を変更したときは、環境省令で定めるところにより、その旨を市町村長に

届け出なければならない。

○環境省令第2条の6第2項

法第7条の2第3項の規定による廃止又は変更の届出は、当該廃止又は変更の日から10日以内に行うものとする。

(1) 変更事項及び必要書類

届出が必要な変更事項は表2のとおりです。「一般廃棄物処理業廃止・変更届出書（様式第9号）」に必要書類を添えて、変更日から10日以内に届出をしてください。

(2) 様式について

「一般廃棄物処理業廃止・変更届出書（様式第9号）」は市ホームページからダウンロードできます。

《表2 許可事項の変更一覧》

変更事項	必要書類
住所	
法人の名称	
個人の名称	
代表者	
法定代理人	
法人の役員	
政令で定める使用人	
事務所及び事業場の所在地	
事業の用に供する主要な施設並びにその設置場所及び主要な設備の構造又は規模	
運搬車	

### 3 廃止・休止届

一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の全部又は一部を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日から10日以内に「一般廃棄物処理業廃止・変更届出書（様式第9号）」により届出をしてください。廃止の場合は許可証の返納が必要です。

#### 4 欠格要件に該当した場合の届出

欠格要件のいずれかに該当した場合は、該当するに至った日から2週間以内に市長に届け出なければなりません。

##### ○法第7条の2第4項

一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、前条第五項第四号口からトまで又はリからルまで（同号リからルまでに掲げる者にあっては、同号イ又はチに係るもの）を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、環境省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

##### ○環境省令第2条の7

法第七条の二第四項の規定による届出は、法第七条第五項第四号口からトまで又はリからルまで（同号リからルまでに掲げる者にあっては、同号イ又はチに係るもの）を除く。）のいずれかに該当するに至つた日から2週間以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を市町村長に提出して行うものとする。

##### （1）提出書類

次に掲げる事項を記載した届出書（任意様式）を市長宛てに提出してください。

##### 《欠格要件該当の届出事項》

- ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・許可の年月日及び許可番号
- ・欠格要件のうち該当するに至つたもの及び該当するに至つた具体的な事由
- ・欠格要件に該当するに至つた年月日

#### 5 許可証の再交付申請

許可証は、業を行うための許可を取得している証です。事務所の事務室等の見やすい場所に表示してください。

万が一許可証を紛失、又は損傷したときは、直ちにその旨を環境課に届け出て、許可証の再交付を受けてください。再交付を受けた後、紛失した許可証を発見したときは、紛失していた旧許可証を直ちに返納してください。

#### 6 業務状況の報告

許可業者は、作業の実績を市長に報告しなければなりません。毎月 5 日までに前月分の業務状況を一般廃棄物処理業務報告書により報告してください。実績がない場合も必ず提出してください。

○規則第 18 条

許可業者は、その業務状況について、一般廃棄物処理業を行う者にあっては毎月 5 日までに前月分を、浄化槽清掃業を行う者にあっては毎年 1 回以上、それぞれ一般廃棄物処理業務報告書又は浄化槽清掃業務報告書により市長に報告しなければならない。

(1) 様式について

市ホームページからダウンロードできます。

ダウンロードできない場合は電子メールで送信しますので、環境課のアドレス（[kankyo@city.hekinan.lg.jp](mailto:kankyo@city.hekinan.lg.jp)）宛てに電子メールにて請求してください。

(2) 提出方法

窓口へ提出、郵送、電子メール又はFAX（0566-48-2940）にて受付けます。

## 7 罰則について

違反行為	罰則
<ul style="list-style-type: none"><li>・許可を受けずに一般廃棄物処理業を行った場合</li><li>・不正の手段により一般廃棄物処理業の許可（許可の更新を含む）を受けた場合</li><li>・許可を受けずに一般廃棄物処理業の事業の範囲を変更し、一般廃棄物の処理を行った場合</li><li>・不正の手段により一般廃棄物処理業の変更許可を受けた場合</li><li>・事業停止命令又は措置命令に従わない場合</li><li>・一般廃棄物処理業許可業者以外の者に委託した場合</li><li>・名義貸しをした場合</li><li>・許可を受けずに一般廃棄物処理施設を設置した場合</li><li>・許可を受けずに一般廃棄物処理施設の構造又は規模を変更した場合</li></ul>	5 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金又はこれの併科

<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境大臣の確認を受けずに一般廃棄物を輸出した場合</li> <li>・廃棄物を不法投棄した場合</li> <li>・廃棄物の焼却禁止に違反して焼却した場合</li> </ul>	
--	--

違反行為	罰則
<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物処理業者が他人に廃棄物の処理を委託した場合</li> <li>・委託基準に従わずに委託した場合</li> <li>・一般廃棄物処理施設を無許可で譲り受け又は借り受けた場合</li> <li>・一般廃棄物処理施設の改善命令又は使用停止命令に従わない場合</li> </ul>	3年以下の懲役又は300万円以下の罰金又はこれの併科
<ul style="list-style-type: none"> <li>・欠格要件に該当するに至ったにもかかわらず必要な届出をせず、又は虚偽の届出をした場合</li> </ul>	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な帳簿を備えず、又は記載保存せず、若しくは虚偽の記載をした場合</li> <li>・一般廃棄物処理業者がその業務の廃止若しくは必要な事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合</li> <li>・一般廃棄物処理施設の軽微な変更若しくは必要な事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合</li> <li>・一般廃棄物処理施設の廃止、休止若しくは再開の届出をせず、若しくは承継の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合</li> <li>・一般廃棄物最終処分場の埋立終了の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合</li> <li>・一般廃棄物処理施設の維持管理状況等の記録をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は記録を備え置かなかった場合</li> <li>・求められた報告をせずまたは虚偽の報告をした場合</li> <li>・立入検査を拒否し、妨害し、又は忌避した場合</li> </ul>	30万円以下の罰金

・技術管理者を置かない場合	
---------------	--

違反行為	罰則
法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して上記の違反行為をした場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行為者につき、上記の各罰則を適用</li> <li>・その法人又は個人につき、上記の各罰金刑を適用。ただし、無許可営業、不正許可取得、無許可変更、不正変更許可取得、無確認輸出、不法投棄、不法焼却の場合にあっては、法人に対しては3億円以下の罰金</li> </ul>

## 8 様式集

- ・一般廃棄物処理業許可申請書
- ・誓約書
- ・申告書
- ・事業計画・収集計画の概要
- ・事業計画・収集計画の概要（処分業）
- ・従業員名簿
- ・保有車両の写真（ナンバーがはっきり写ったもの）
- ・同意書